

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情3第2号	受理年月日	令和3年1月28日
件名	子どもの望まない受動喫煙をなくすための陳情		

【陳情の趣旨】

大通りや通学路にあたる道路沿いで、事業者等が設置している灰皿により、路上喫煙者が溜まる事で通行出来る幅が狭くなっています。

また、道路事情等により副流煙を避けられない場所、又は灰皿を設置している事業者等の前を通らなくても、周辺環境等で副流煙を避けられない場所、乳児を乗せたベビーカーや後ろに子どもを乗せた自転車が多い歩道など、様々な場所で子どもたちが受動喫煙に晒されています。

世界保健機関（World Health Organization）第56回総会で採択され、2005年2月27日発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約（WHO Framework Convention on Tobacco Control）は、たばこの消費及びたばこの煙に晒されることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とした条約です。

日本も、この条約を批准し、国会で承認後2004年6月8日受諾書を国連事務総長に寄託しています。さらに、国連の専門機関である世界保健機関（World Health Organization）の専門部会では、「ニコチンは依存と離脱症状を特徴とする嗜癖形成性薬物の診断基準に合致する強力な薬物である。ニコチンには、ヘロインやコカインと同等の嗜癖形成作用がある」としており、厚生労働省の2016年「喫煙の健康影響に関する検討会」報告書 概要版第2章 第4節 喫煙者本人への影響VI. ニコチン依存症の中でも同様のことが述べられており、厚生労働省のe-ヘルスネットの薬物依存でもニコチンの依存性の概要が記されています。

こうした、たばこの望まない受動喫煙から子どもたちを守るためにも、2019年7月1日から東京都受動喫煙防止条例が施行されたことを機に、子どもたちの通行が多い場所を路上喫煙禁止区域に指定し、子どもの望まない受動喫煙をなくして下さい。

【陳情事項】

1 子ども等への受動喫煙被害を防止するため、受動喫煙防止対策を推進し、実効性のある有効な対策・施策を講じること。

2 多くの子どもが利用する公道での受動喫煙被害を防止するため、通学路等の公道での対策を講じること。

3 公共の喫煙所設置や事業者が設置する喫煙所への補助金支給にあたっては、補助金支給によって、受動喫煙被害が生じることのないよう、周辺環境等を十分に検証し実行すること。

4 受動喫煙に晒されないよう、全区的に路上喫煙禁止地域の指定拡充を図り指定

すること。